

新規事業採択時評価結果一覧
(平成29年8月末現在)

【公共事業関係費】

【ダム事業】
(直轄事業等)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C(億円)			
		便益の内訳及び主な根拠	費用の内訳	B/C			
雨竜川ダム再生事業 北海道開発局	195	206	170	1.2	<p>・戦後の主な洪水は、これまで昭和30年7月、昭和56年8月、昭和63年8月があり、近年では平成26年8月洪水で幌加内市街地上流で計画高水位を超過し、家屋浸水等の被害が発生している。</p> <p>・河川整備計画規模の洪水が発生した場合、事業実施前後で、災害時要援護者数が約80人減、想定死者数(避難率40%)が1人、電力停止による影響人口が約400人減などと想定している。</p> <p>・このため浸水被害の早期解消が必要である。</p>	水管理・国土保全局治水課 (課長 小平 卓)	
矢作ダム再生事業 中部地方整備局	390	679 ※	245 ※	2.8 ※	<p>・戦後の主な洪水は、昭和34年9月(伊勢湾台風)、昭和36年9月、昭和44年8月、昭和47年7月があり、近年では平成12年9月(東海(恵南)豪雨)に高橋観測所で計画高水位を超過し、沿川で家屋浸水等の被害が発生している。</p> <p>・河川整備計画規模の洪水が発生した場合、事業実施前後で、災害時要援護者数が約5,200人減、想定死者数(避難率40%)が32人減、電力の停止による影響人口が約14,000人減などと想定している。</p> <p>・このため浸水被害の早期解消が必要である。</p>	水管理・国土保全局治水課 (課長 小平 卓)	
早明浦ダム再生事業 独立行政法人水資源機構	400	1,038	275	3.8	<p>・昭和30年代から50年代に洪水が頻発したほか、戦後の主な洪水は、昭和49年9月、平成16年10月、平成17年9月があり、近年では平成16年10月に基準地点である岩津や主要地点の池田水位観測所で氾濫危険水位を超過し、沿川で家屋浸水等の被害が発生している。</p> <p>・河川整備計画規模の洪水が発生した場合、事業実施前後で、災害時要援護者数が約2,900人減、想定死者数(避難率40%)が約140人減、電力の停止による影響人口が約6,400人減などと想定している。</p> <p>・このため浸水被害の早期解消が必要である。</p>	水管理・国土保全局治水課 (課長 小平 卓)	

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)		
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C(億円)				
		便益の内訳及び主な根拠		費用の内訳			B/C	
城原川ダム建設事業 九州地方整備局	485	571	【内訳】 被害防止便益:561億円 残存価値:11億円 【主な根拠】 洪水調節に係る便益: 年平均浸水軽減世帯数: 335世帯 年平均浸水軽減面積: 117ha	449	【内訳】 建設費:425億円 維持管理費:25億円	1.3	・戦後の主な洪水は、昭和24年8月、昭和28年6月、昭和47年、昭和57年、平成21年7月、平成22年7月があり、近年では平成21年7月、平成22年7月に日出来橋観測所で計画高水位を超過し、沿川で家屋浸水被害等の被害が発生している。 ・河川整備計画規模の洪水が発生した場合、事業実施前後で、城原川流域では、想定死者数(避難率40%)が3人減、電力の停止による影響人口が約8,700人減など想定している。 ・このため浸水被害の早期解消が必要である。	水管理・国土保全局治水課 (課長 小平 卓)

※ダム再生のほか、ダム下流河川の河道整備を含む。

【その他施設費】

【官庁営繕事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	供用後の 維持管理 費 (億円)	評 価			担当課 (担当課長名)	
			事業 計画の 必要性	事業 計画の 合理性	事業 計画の 効果		その他
小石川地方合同庁舎 関東地方整備局	30	10	122	100	121	老朽、防災機能に係る施設の不備の解消、地域連携等の必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 住田 浩典)
那覇第2地方合同庁舎 (Ⅲ期) 沖縄総合事務局	51	29	106	100	133	老朽、分散、施設の不備の解消等の必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 住田 浩典)
第五管区海上保安本部 (泉佐野)第二庁舎 近畿地方整備局	4.8	2.1	100	100	100	当該行政需要への対応が特に緊急を要し、必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 住田 浩典)
海上保安大学校 国際交流センター 中国地方整備局	9.0	4.0	100	100	121	当該行政需要への対応が特に緊急を要し、必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 住田 浩典)

※ 事業計画の必要性—既存施設の老朽・狹隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標

事業計画の合理性—採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標（合理性の有無により、100点か0点のいずれかを評点とする）

事業計画の効果—通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標

（採択要件：事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす）

【船舶建造事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	供用後の 維持管理 費	評 価	担当課 (担当課長名)
ヘリコプター1機搭載型巡視船（PLH型） 1隻建造 海上保安庁	225	97	整備しようとするPLH型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、規制・制圧能力、意思伝達能力、情報共有能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 矢頭 康彦)
大型巡視船（PL型） 1隻建造 海上保安庁	68	35	整備しようとするPL型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、規制・制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 矢頭 康彦)
大型巡視艇（30m型） 2隻建造 海上保安庁	31	18	整備しようとする大型巡視艇（30m型）は、追跡捕捉能力、夜間監視・探証能力等が強化されており、我が国周辺海域における海洋権益の保全等の事案対応体制強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 矢頭 康彦)
小型巡視艇（CL型） 1隻建造 海上保安庁	4.8	2.5	整備しようとするCL型巡視艇は、海上保安業務の遂行に必要な運動性能、監視探証能力等を有していることから、港及び周辺海域における治安の確保、海難救助等の事案対応体制の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 矢頭 康彦)
大型測量船（HL型） 1隻建造 海上保安庁	120	39	整備しようとする大型測量船は、調査に必要な性能の向上が図られていること及び高性能な調査機器を搭載していることから、海洋権益の保全等に資する基盤的情報の整備のための海洋調査に対応できる体制の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 矢頭 康彦)

・ 供用後の維持管理費は各耐用年数にかかる費用を現在価値化したものである。

【海上保安官署施設整備事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	供用後の 維持管理 費 (億円)	評 価			担当課 (担当課長名)
			事業計 画の必 要性	事業計 画の合 理性	事業計 画の効 果 その他	
千歳航空基地の施設整備（燃料給油施設の整備） 海上保安庁	1.8	0.25	100	100	121 航空機の運航に必要な「燃料給油施設」を整備することで、海上保安体制を強化することができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 中村 良勇)
那覇航空基地の施設整備（庁舎の整備） 海上保安庁	8.8	2.3	100	100	110 増員される航空機の運航に携わる職員が執務するために必要な「庁舎」を整備することで、尖閣諸島周辺海域における海上保安体制を強化することができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 中村 良勇)
小樽海上保安部の施設整備（係留施設の整備） 海上保安庁	1.1	0.12	100	100	110 巡視艇を運用するために必要な「係留施設」を整備することで、石狩湾港周辺海域における海上保安体制を強化することができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 中村 良勇)
相馬海上保安署の新設に伴う施設整備（係留施設の整備） 海上保安庁	1.2	0.12	100	100	110 巡視艇を運用するために必要な「係留施設」を整備することで、相馬港周辺海域における海上保安体制を強化することができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 中村 良勇)
海上保安学校の施設整備（艇庫兼総合実習棟の整備） 海上保安庁	24	9.0	100	100	146 学生の住環境の改善や老朽化した施設の代替として必要な「艇庫兼総合実習棟」を整備することで、海上保安体制を強化することができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長 中村 良勇)

- ・事業計画の必要性－既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標
- ・事業計画の合理性－採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標
- ・事業計画の効果－通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標
※採択要件：事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上
- ・供用後の維持管理費は50年間に掛かる費用を現在価値化したものである。